

# くらし・なんでも相談

シリーズ No.13

## 「名義貸し」



佐藤 豊弁護士

親しい人に、「ちょっとだけ」と頼まれ、簡単に貸してしまった自分の名義。「名前を貸す」とはどういうことなのでしょう？  
今号は、今年四月、法テラス（日本司法支援センター）長野地方事務所の所長に就任されました、当相談ダイヤル主任弁護士の佐藤豊弁護士（元長野県弁護士会会長）の相談事例から、契約関連の「名義貸し」についてご紹介いたします。



### 「名前を貸す」

自分が必要なお金を、自分の名前で借りず、何故、あなたに名前を貸してと言ったのか？  
想定される理由は、既に自分名義では借りられない状況にある（多重債務者や自己破産者）ということ。

「名前を貸す」＝（コール）債務者になる」ということ。  
借ったお金はあなたの借金に、返済義務はあなたに生じる。  
たとえ恋人同士であっても、どんな関係でも、ちよつと立ち止まって、じっくり考えて、時には断る勇気も大切に。

### 【事例①】

5年前、付き合っていた彼に「名前を貸してほしい」、「返済は自分でするので心配はいらない」と言われ、自分名義のカードを作ってサラ金からお金を借り渡した。カードも月々返済する時に必要なので渡した。先日、実家に旧姓の自分宛の督促状が来ていた。驚いて、昔の彼に連絡を取ったら、失業中で返済ができないという。借入金の残高は120万円。自分は名前を貸しただけが、どうなるのか。夫にはとても言えない。

【回答】  
サラ金からの借り入れについて他人に「名前を貸す」ということは、サラ金から自分が金を借りて、借りた金を他人に貸すということ。金銭の貸借は、あくまでサラ金業者と相談者の契約であり返済は免れない。

月々の返済のためにカードを預けておけば、そのカードを使って勝手に新たな借り入れをされる恐れもある。

本人の了解もなしに新たな借り入れをすることは違法であるが、カードを預けた行為の責任として返済の義務を負うので、弁護士など専門家に依頼して早く対処を。

### 【事例②】

サラ金から借金を重ね、月々の返済に困っている夫（39歳）から、「新しいカードを作ってくれ」「へそくりを貸してくれ」と懇願された。

断っていたが、先日、夫が私のカードを勝手に使って、3社から150万円キャッシングをしたことが分かった。夫の行為を許せない。返済義務はカードを勝手に使った夫にあると思うが、どうなるのか。どうしたら良いか。

### 【回答】

夫婦であっても、妻のカードを夫が利用することは、カード会員以外への貸与を禁止している会員規約違反。

カードをきちんと管理していたにもかかわらず盗難にあった場合等は、勝手にカードを使われても支払いの義務はないが（ただし、すぐにカード会社にその旨連絡することが重要）、夫が簡単に持ち出して使えるような管理をしていた場合、相談者にも支払義務が生じることが考えられるので、カードはきちんと管理を。

カード会社への支払義務が認められて相談者が支払った場合、勝手に夫が利用した金額を夫から払ってもらう権利があることは当然。

### 【事例③】

7年前、付き合っていた男性がローンが組めないということで、自分名義でローンを組み自家用車を購入した。ローンの返済は男性がする約束だったが、結局、一度も払わず、別れた後も自分が毎月返済し、ようやく返した。車は今も男性が使っている。

所有者となつていてそのため仕方なく自動車税も払い続けてきたが、今度、整備工場から車検費用の請求がきた。生活が苦しくてとても払えない。

### 【回答】

①車検費用は、名義人だからといって支払いの義務はない。業者に車検を依頼した人に請求が行くべきもの。払わないこと。

②納税証明書がなければ車検は取れない。滞納による督促が心配で払うなら、地方事務所の窓口で、自分以外の者に納税証明書の再発行をしないよう頼んでおくこと。

③既に支払った車のローンや、今までの自動車税などを取り戻したいなら弁護士に依頼をする。

経済状態からすると法律の扶助制度を利用することもできる。無料で弁護士の相談を受けられるし、調停や裁判になつてもその弁護士費用は立替払いされ、後で、月賦で返済していくことも可能。

但し、裁判等で勝ち取つても、相手に支払能力がなければ、あなたが払ったお金は戻つてはこない。

④なお、弁護士に依頼をして車を取り戻すことで、今後の費用請求はなくなる。

### 「民事法律扶助制度」

○民事法律扶助とは、経済的に困っている人が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談（法律相談援助）を受けられ、弁護士・司法書士費用の立替え（代理援助・書類作成援助）や、弁護士や司法書士を紹介してくれる制度。

### ワンポイント

○要件は、①自分で費用を負担するだけの資力が無いこと。②資力基準は、扶助申込者及び配偶者の賞与を含む手取り月収（生計に貢献している同居家族の月収は貢献額の範囲で加算）で、単身者18万2千円以下、2人家族25万1千円以下、3人家族27万2千円以下、4人家族29万9千円以下、5人目から家族1人増毎に3万円加算。更に、家賃・住宅ローン負担がある場合は別途加算あり。③勝訴の見込みがないといえないこと。④民事法律扶助の趣旨に適合すること。

○法テラス立替費用は、援助開始決定後、原則として月額1万円ずつ（事情により減額又は増額）償還。なお、生活保護受給者や特別な事情のある人には、事件進行中の償還を猶予する場合もある。通常、契約締結2カ月後より償還開始となる。

### ○問合せ・申込先

法テラス長野(050-3383-5415)  
法テラス松本(050-3383-5417)

困ったときは、くらし・なんでも相談 “ほっとダイヤル” をご利用下さい。

0120-39-6029

毎月第2土曜日は、弁護士、司法書士、特定社会保険労務士、就職相談員など専門家相談員による相談日です。

